

学部 年
保 護 者 殿

山梨県立富士見支援学校旭分校長

学校において予防すべき感染症に伴う出席停止について

お子様は、学校において予防すべき感染症・新型コロナウイルス感染症にかかったと医師から診断を受けました。

つきましては、学校保健安全法により出席停止としますので、医師の指示に従い療養してください。

なお、登校する場合には、「学校において予防すべき感染症（新型コロナウイルス感染症）に関する報告書」に保護者が記入し、学校に提出してください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」です。

<新型コロナウイルス感染症出席停止早見表>

	発症日	発症後									
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症後 1 日目に症状が軽快した場合	発熱	症状軽快 0日目	症状軽快 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	OK				
	出席停止						登校可	・マスク着用			
発症後 2 日目に症状が軽快した場合	発熱	発熱	症状軽快 0日目	症状軽快 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	OK				
	出席停止						登校可	・マスク着用			
発症後 3 日目に症状が軽快した場合	発熱	発熱	発熱	症状軽快 0日目	症状軽快 1日目	発症後 5日目	OK				
	出席停止						登校可	・マスク着用			
発症後 4 日目に症状が軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快 0日目	症状軽快 1日目	OK				
	出席停止						登校可	・マスク着用			
発症後 5 日目に症状が軽快した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	症状軽快 0日目	症状軽快 1日目	OK			
	出席停止						登校可	・マスク着用			

*発症日：発熱等の症状が出た日を発症0日目とし、翌日から1日目、2日目…5日目と数えます

*症状が軽快：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

症状が軽快した日を0日目とし、翌日を1日目と数えます

校 長	副 校 長	教務主任	保健主事	学部主事	学年主任	担 任

学校において予防すべき感染症（新型コロナウイルス感染症）に関する報告書

令和 年 月 日

山梨県立富士見支援学校旭分校長 殿

学部 年

児童生徒名 _____

保護者名 _____ 印

学校において予防すべき感染症により療養していただきましたので報告いたします。

病 名	新型コロナウイルス感染症
医療機関名	
発 症 日	令和 年 月 日
症状軽快日	令和 年 月 日
療養期間 (出席停止)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日